

### みやぎ県民大学 白石工業高等学校 学校開放講座

- 参加無料**
- 期間 7月22日(火)、28日(月)、8月7日(木)、19日(火)
  - 時間 16:00～19:00
  - 会場 白石工業高等学校
  - 講座名 親子で楽しめる生活の中の化学実験
  - 内容 身近な生活の中にどのような化学の知識が生かされているかを理解し、安全な化学実験の体験をすることで、子どもたちの理科や化学への興味関心を深めていただきます。
  - 対象 小中学生と18歳以上の方
- ※小中学生の参加は、18歳以上の方と一緒に参加ください。
- 募集人数 30人程度
  - ※申し込み多数の場合、安全面を配慮して抽選となります。
  - 申し込み方法 ファックスまたははがきに、①郵便番号②住所③氏名、④性別⑤年齢⑥職業⑦電話番号をご記入の上、お申し込みください。
  - 申込締め切り日 7月10日(木)
  - 申し込み・問い合わせ先 〒989-0203 白石市郡山字鹿野43 同校工業化学科 ☎25-3240

### 第2回ハートフル♪フェスティバル

- 第2回となる本年度は、日本で初めて知的障害児のための滝乃川学園を創立され、障害を負った子どもたちの教育のためにその生涯をささげた石井亮一と、その妻であり障害児の母と呼ばれた石井筆子の生涯を描いた映画「筆子その愛—天使のピアノ」を上映します。
- また、監督の山田火砂子さんの講演会も開催しますので、ぜひご参加ください。
- 皆様のお越しを心よりお待ちしております。
- 日時 7月21日(祝) 12:30～16:00
  - 会場 中央公民館大ホール
  - 入場料(前売り) 大人:1,000円、子ども:800円、親子券:1,600円、子どもペア券:1,200円(前売りのみ)
  - ※当日券の場合は、大人が1,500円、子どもが1,000円、親子券が2,000円となります。
  - 主催 白石しらゆり会手話サークル
  - 後援 白石市・白石市教育委員会・白石市手をつなぐ育成会
  - ◎大森 ☎26-3862

### 紙上からお礼申し上げます

生活基盤の整備や福祉事業などのため、次の方々からご寄付をいただきました。紙上からお礼申し上げます。

大教スイミングスクール代表取締役 堤好雄氏、大久円氏、佐藤謙五氏、東洋殖産(株)代表取締役 永窪威氏、ボランティアグループ「武家」代表 末谷仁氏・佐藤治雄氏、白石北ロータリークラブ会長 鈴木恒秋氏

### 白石女子高等学校マンドリン部「第37回定期演奏会」

- 参加無料**
- 日時 7月20日(日)13:30開演
  - 場所 しんきんホール (仙南信用金庫本店3階)
  - ◎同校顧問 阿部 ☎25-2181

### 高校講座

- 参加無料**
- 高校生の外交・国際問題に対する意識の向上を目的に開催します。市民の皆さんもどうぞご参加ください。
- 日時 7月8日(火)13:00～14:30
  - 場所 白石高等学校第一体育館
  - 講師 外務省領事局政策課事務官 味口 奈津子先生
  - ◎白石高等学校 ☎25-3154

### 国民健康保険税の変更点と、介護保険および後期高齢者医療保険の保険料決定通知書の送付について

税務課 ☎22-1313

#### 国民健康保険税

本年度の国民健康保険税納税通知書を7月中旬に発送します。

本年4月から長寿医療制度(後期高齢者医療制度)が施行されたことに伴い、国民健康保険税が改正されました。

その内容は次の通りです。

#### ●資格について

長寿医療制度加入者(75歳以上の方および65歳以上で一定の障害をお持ちの方)は、国民健康保険の資格を喪失するため国民健康保険税はかからなくなります。

なお、本年度の途中で75歳の誕生日を迎える方の国民健康保険税は、あらかじめ誕生日の月の前月分までで計算されています。

ただし、国民健康保険税の納税義務者は世帯主となるため、世帯主の方が75歳になり長寿医療制度に加入となっても、同じ世帯に国民健康保険の加入者がいる場合は、世帯主の方あてに納税通知書をお送りします。

#### ●税率について

これまで「医療給付費分」として計算していた部分が、本年度から「医療給付費分」と「後期高齢者支援金分」に分かれます。

これまでは「老人保健医療拠出金」として医療給付費分に含めて税率を算定していましたが、高齢者世代と現役世代の負担を明確化するため、「後期高齢者支援金分」として独立した税率で算定します。

これにより、税率と課税限度額が表の通り改正されましたが、税率の合計は、昨年度と同じになります(表1参照)。

#### ■介護保険料

本年度の保険料額決定通知書を7月初旬に発送します。

なお、特別徴収(年金天引き)の方について、本年度の保険料が決定したことにより、10月以降分の天引き額を均等にするために、8月天引き分の金額を変更し調整している場合があります。

表1 平成20年度の税率と課税限度額(年額)

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
	改正後(現行)	【新設】	【変更なし】
所得割率	5.6% (7.7%)	2.1%	1.8%
資産割率	28% (35%)	7%	7.5%
均等割額	15,900円 (23,100円)	7,200円	8,400円
平等割額	21,600円 (27,000円)	5,400円	4,200円
限度額	47万円 (56万円)	12万円	9万円

※医療給付費分および後期高齢者支援金分は被保険者全員に対して賦課されます。  
※介護納付金分は40歳以上65歳未満の被保険者に対して賦課されます。

#### ●軽減について

長寿医療制度の施行に伴い、国民健康保険税に影響がある世帯は、次の経過措置が適用されます。

①軽減判定をする際には、国民健康保険から長寿医療制度に移行した方の所得と人数を含めて判定します(最長5年間適用)。

なお、これまで国民健康保険税の2割軽減を受けるには申請が必要でしたが、本年度より7割軽減・5割軽減同様、加入者の所得状況により自動で判定されますので申請は不要です(表2参照)。

※軽減に該当している方は、あらかじめ年税額から軽減額を差し引いた金額で納税通知書が送られます。  
※国民健康保険税の軽減を受けるに

は、前年中の所得の申告をしていることが条件となります。

②国民健康保険から長寿医療制度に移行したことにより、国民健康保険の加入者が1人の場合、医療給付費分と後期高齢者支援金分の平等割額が半額となります(最長5年間適用)。

③社会保険の被保険者本人だった方が長寿医療制度に移行したことにより、その被扶養者(65歳以上の方)が国民健康保険に加入する場合は、所得割額と資産割額は免除、均等割額は半額となります。

また、加入者が被扶養者であった方のみで構成される世帯は、平等割額も半額となります(最長2年間適用)。ただし、均等割額と平等割額の半額は、7割軽減と5割軽減に該当する世帯は除きます。

※③の措置を受けるには、申請が必要です。

#### ●保険税の年金天引き(特別徴収)

65歳以上75歳未満の加入者のみで構成されている世帯は、介護保険料同様、一定の基準を満たす世帯を対象に、世帯主の方の年金から天引きとなる場合があります。

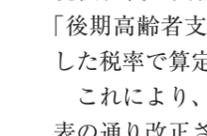
※ただし、本年度の特別徴収は10月支給の年金からとなりますので、9月までは納付書または口座振り替えによる納付となります。

表2 軽減の基準

軽減割合	対象世帯
7割軽減	世帯主および加入者の前年中の合計所得金額が、33万円以下
5割軽減	世帯主および加入者の前年中の合計所得金額が、33万円+{24.5万円×加入者数(世帯主を除く)}以下
2割軽減	世帯主および加入者の前年中の合計所得金額が、33万円+(35万円×加入者数)以下

※軽減の判定は、国民健康保険から長寿医療制度に移行した方の所得と人数も含めて判定します。

### 平成19年度市民文芸年度賞受賞作品および作者

 資源ない国でもゴミは無尽蔵 山田 蔵 守	 盲点を突かれ思わず出る本音 草野 音 清	<p>柳 壇</p>  たんぼの綿毛ひかりにはどけゆく 寺崎 悦子	<p>俳 壇</p>  雪降るや騒音一つづつ消えて 福原 峯子	 われ先にと敵をかわして走り抜く 日下 由美子	<p>歌 壇</p>  青沢の橋よりながむる沢のみづ 後藤 今朝雄	 お互いに耳遠くなり涙もなく 川村 静恵
---	---	--	---	--	--	---